

Title	「友愛amitié」と「名誉honneur」：パリ和約(一八二九年)をめぐる紛争処理の構造(一)
Sub Title	Amitié et Honneur : les mécanismes de règlement des conflits, à travers le Traité de Meaux et le Traité de Paris en 1229 (1)
Author	藪本, 将典(Yabumoto, Masanori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.10 (2012. 10) ,p.33- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121028-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121028-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「友愛 amitié」と「名誉 honneur」：パリ和約（一二二九年） をめぐる紛争処理の構造（一）

藪 本 将 典

- 一 はじめに
  - 二 分析系としての紛争研究・儀礼研究と「紛争処理 dispute processing」
    - (一) 紛争研究の枠組み
    - (二) 儀礼研究の枠組み
    - (三) 法人類学の枠組み
    - (四) 法制史における相同性
    - (五) 小 括
  - 三 モー和約における紛争処理の構造
    - (一) 和約締結への胎動
  - 四 パリ和約における紛争処理の構造
    - (一) 和約の締結儀礼
    - (二) 和約の概要
    - (三) 和約締結後の経過
    - (四) 小 括
  - 五 総 括……………(以上、本号)
- (以上、八五卷十一号)

一 はじめに

一二二九年四月二二日、トゥールーズ伯レモン七世はフランス国王ルイ九世およびローマカトリック教会との間の和平を定める「パリ和約 *Traité de Paris*」に署名し<sup>(1)</sup>、これをもって二〇年に及ぶアルビ十字軍が終結した。同年一月にモーで取り決められた和約との相同性から、「モー」パリ和約 *Traité de Meaux-Paris*」とも呼ばれる当和約をめぐっては、パリで行われた一連の締結・認証儀礼を含めて、北仏カペー朝王権に対する南仏随一の大諸侯トゥールーズ伯の降服と、それに伴う王権伸長を決定付けるものとして理解されてきた<sup>(3)</sup>。

しかし、いまいちどモーでの和約とパリ和約の内容を具に比較し、あるいは和約締結に至る歴史的背景に立ち帰ってみるならば、当時レモン七世が王権と教会の巧みな奸計に乗せられ、一方的に不利な和約の締結を余儀なくされる程の窮地に追い込まれていたとする古典的見解は、いささか単純過ぎるように思われる。むしろ、関連史料からは、和約に至る周到な根回しや駆け引きといった、中世ヨーロッパ封建社会特有の紛争解決の痕跡が看取され、パリ和約を純然たる「強いられた和平 *paix forçada*」<sup>(5)</sup>とみなすことはできない。

そこで以下本稿では、ラングドック史研究の基礎文献である『ラングドック概史』(ブリヴァ版)<sup>(6)</sup>所収の関連史料を軸に、年代記(特に、ギヨーム・ド・ピュイロランの『年代記 *Chronical*』<sup>(7)</sup>や吟遊詩人 *troubadour* の詩作に見られる同時代人の証言を交えつつ、最終的にパリ和約の締結へと至る経緯を再構成し、その歴史的意義を検討し直すと共に、これを近時歴史学の主要課題となっている紛争研究・儀礼研究における「紛争処理」の分析系に跡付けることを目的とする。

二 分析系としての紛争研究・儀礼研究と「紛争処理 dispute processing」

(一) 紛争研究の枠組み

ここに言う紛争研究とは、ヨーロッパ中世社会における紛争（裁判や戦争、権利妨害等を含む、幅広い形態の敵対行動や緊張状態）とその解決方法を対象に、一九七〇年代以降アメリカの学会を中心に展開されてきた研究動向を指す。<sup>(8)</sup> ブラウンとゴレッスキーによれば、<sup>(9)</sup> 近代西欧に由来する法や制度の観念を自明の前提として、これを無批判に異なる社会の分析にも適用する伝統的な法制史研究への強い批判意識から、アメリカでは、中世ヨーロッパ紛争研究と未開社会に関する法人類学が相補的に進展してきた。ここでは、中世ヨーロッパ社会も未開社会も、ヨーロッパ近代の社会とは異なる法文化を備えているとの共通の問題意識の下で、対立と和解の流動的なプロセスの中に、行動や態度の慣習的パターンや明文化されていないルールを読み取ることによって、隠れた社会の関係性・法文化が探求されている。

こうした紛争研究の新しさは、何よりもまず、裁判の国家的性格が最終的には社会の治安を保証するという、従来自明視されてきた前提を批判した点にある。その結果、所謂「国家の無い sans état」／「統治者を欠いた acephalous」時代にも、公的な強制力とは別の次元で私人間の紛争を処理する様々な方法が実践されており、戦士特有の名誉観念に配慮した勝者と敗者を明らかにしない調停、紛争当事者の親族・封主・朋友等による仲介や圧力、降服と赦しの儀式といった、中世ヨーロッパ騎士社会独自の紛争解決ルールの存在が明らかにされた。<sup>(10)</sup>

そこで以下では、紛争研究を代表するチェイエット、ホワイト、ギアリの所説を概観することで、紛争研究における分析枠組みの概要を提示してみたい。

1 チェイエットの所説<sup>(11)</sup>

紛争研究の原点として、後の研究の方向性を決定付けた論文「各人に各人のものを分配せよ *Suum cuique tribuere*」(一九七〇年)において、チェイエットは「一世紀〜一三世紀半ばの南仏ラングドックの修道院証書を分析し、中世フランスにおける紛争解決の方法が、一三世紀半ばを画期として、仲裁・和解から規範に基づく裁判へと移行したとする枠組みを提示した。

チェイエットによれば、先ず法の定義が、①社会の構成員や集団の習慣的行動様式／②意識的かつ言語化された規範の体系に二分される。前者は、意識的に言葉に置き換えられているか否かは無関係であり、したがって「法と慣習」、「明文化された規範と遵守された慣行」、「法と倫理あるいは正しい振る舞い」を区別することはできず、現に「一世紀〜一三世紀のフランスにおける法は、これらをはっきり区別していないことが看取される。これに対し後者は、ある社会において人々が遵守すべきもの、そして権威に基づく紛争解決に際して従うべきものであり、フランスにおいては「一三世紀に、こうした①から②への法の定義の移行が見られる」<sup>(12)</sup>。

このように、「人々はより公正で、より合理的な判決を出し、確立された客観的行為規範に則した裁判を好む」という今日的な一般則が、心理学や人類学においては実証されておらず、したがって疑わしいものとなる。さらに、中立的・客観的な秩序という観念自体、極めて学問的なものである以上、個人が自分に都合な肩入れよりも、客観的中立性を好むということの信憑性は薄いという状況下での「一三世紀半ば以前の紛争は、暴力によらなければ、仲裁や和解によって解決されていたと目される」<sup>(13)</sup>。遅くとも一三世紀の終わりまでには、フランスにおける仲裁者は「審判人にして仲裁者にして友愛の調停者 *arbitrator, arbitrator, seu amicable compositor*」というローマ法由来の名称が与えられているが、その役割は中世独自のものであり、それは「一世紀〜一三世紀の伝統を引き継いだ、「制度として」*institutionally*」定義できるようなものではない。即ち、仲裁者は理性に従って適

用される一般規範に基づいて裁定する、確立された裁判権を持つ司法機関ではなく、紛争当事者に彼らの決定を受け容れて合意に至るよう圧力をかけられる個人ないし集団であり、その地位の高さ、あるいは紛争当事者の朋友や親族であることが、そうした役割を可能ならしめていたのである。<sup>(14)</sup>

かくして、紛争解決に際しては、紛争当事者双方が何らかの取り分を得て、「手ぶらで empty-handed」いる者ではなく、「当事者双方が満足すべし」との漠然とした規範が機能しているに過ぎない。一三世紀半ば以前の（特にラングドック低地方における）仲裁者が依拠すべき客観的規範を見出すことは不可能であり、仲裁裁判には、客観的な規範を適用するという近代的な意味での「裁判＝正義を行う do justice」という機能はなかった。現代の訴訟における前提である「法が存在すべき there ought to be law」との信念、即ち社会の構成員が抽象的な諸規範に従い、裁判所はこれらの規範に従って合理的に裁定すべきであり、それらの規範が何であるかを判断する、という観念はここでは通用しないのである。中世ヨーロッパにおける仲裁の典型的要素は武勲詩に見られるが、そこでは「騎士でありながら、騎士とみなされないことの恥辱」を軸に、朋友や良識者が助言し、仲裁者が事態を決している。彼らは規範に従って裁判するためではなく、当事者の窮地を救うための「賢明さ sagesse」という美德の体現者として存在するのである。和解証書における（助言者・仲裁者の）「良き助言」により終結した旨の記述は、「他人の知恵により説得されない限り、紛争において引き下がることは臆病であり、恥である」という観念の裏返しであり、これが従うべき儀礼であったことを物語っている。仲裁者がこのような役割を果たせるのは、先にも述べたような彼らの立場（大諸侯・同輩・朋友・親族）ゆえであり、それによって仲裁者自身が公的な存在となり、当事者双方の名誉が守られるのである。それゆえ仲裁者は、紛争当事者双方あるいは一方への説得や圧力を介して、紛争を平和的解決に導くという役割も担っていた。<sup>(15)</sup>

こうした仲裁・和解の儀礼が、規範に基づく裁判という新たな形態に取って代わられるのが、一三世紀という

時代である。この時期は、カペー朝王権が南仏ラングドックに統一性を欲求し始めた、まさにアルビ十字軍の世紀であり、その結果として一三世紀半ば以降の南仏では、かつて名誉を重んじ恥を恐れた封建領主層が解体され、外来権力たる王権の代理人が自らの利益と要求を押し付けた。国王の権力を徹底的に追求する意図を持つ彼らは、「外国人」であったために在地の領主層との結びつきが無く、王権のみを後ろ盾に活動していたため、古式ゆかしい仲裁の圧力や論争に従うことなく、規範的判決を出す権威を与えられた国王裁判所を活用した。かくして、在地有力者の下での集団は崩壊し、構成員同士の関係が、裁判所の判決が準拠する一般規範の見地から再定義されるに伴い、仲裁自体も規範に基づく裁判所の階層秩序構造に組み込まれたのである。<sup>(16)</sup>

## 2 ホワイトの所説<sup>(17)</sup>

一一世紀～一三世紀半ばの南仏ラングドックに関するチエイエットの論考を受け、これを同時期の西フランスの分析にまで敷衍したのが、「約定は法律に勝り、融和は判決に勝る——一一世紀西フランスにおける和解による紛争解決 *Pactum... Legem Vincit et Amor Judicium* : The Settlement of Disputes by Compromise in Eleventh-Century Western France」と題されたホワイトの論文(一九七八年)である。この中でホワイトは、デュービーを介して未開社会に関するモースの贈与論を中世ヨーロッパ社会にも援用し、贈与の互酬性に支えられた紛争解決方法としての和解の構造を以下のように分析している。<sup>(18)</sup>

そもそも、判決が紛争を終結させることはあっても、平和を確立することがないような共同体においては、かつての紛争当事者が双務的な権利・義務を含む社会的紐帯によって取り結ばれる友愛契約によって和解する可能性が高い半面、裁判における判決による場合には、敗訴者は不当に扱われ、公の場で辱めを受けたという感情が残らない。したがって、原告が係争物に対する権利を正式に放棄する(＝訴えを取り下げる) *querphio* が重視され、原告が訴えの過ちを公に認める代わりに、これに対する公式の赦免が与えられるという、和解形式の紛争

解決は、共同体構成員の贈与に対する態度と深く結びついている。というのも、当時の支配的慣習によれば、「贈与 dons」には「反対贈与 contre-dons」（＝返礼）が伴って然るべきであり、被告は実現されていたかもしれない何らかの権利を放棄した原告に対し、それに代わる何かを贈与せざるを得ないのであり、ここに原告・被告双方にとって裁判判決に比して安全・確実な紛争解決が図られるのである。<sup>(19)</sup>このような *guerdon* は、他の贈与と同様に、「自由に、喜んで、強制されることなく」行われ、これに対する被告の側からの返礼も、同様に「自由に、喜んで、強制されることなく」行われるべき、との建前が明文化されることは稀であるが、その背景として、①贈り物の交換により、永続的社會關係が創出される、②交換された財産により、創出された永続的社會關係が象徴化される、③特定の財産の扱いに変化があれば、当該財産によって象徴される關係にも変化が生じる、という贈与に付随する觀念が三点挙げられる。<sup>(20)</sup>

かくして、正式な裁判判決よりもこうした和解が好まれたのは、共同体の構成員が、判決に比して和解が「より強固である *firmer*」と信じていたばかりでなく、より「公正である *juste*」と信じていたからに他ならない。この点に関して、チエイエットの所説を敷衍するならば、慣習ないし道徳規範と区別される明確な法規範が存在しない状況にあつて、個別具体的な事案を構成する諸々の事実に対する法規範を合理的に適用して判決に至ることは不可能であり、さらに紛争解決こそ、紛争当事者とその証人達にとって公正なものである以上、当事者全員が満足するという紛争解決の規範に従う他ないのである。一 一世紀の段階で、人々が様々な基準・規範・慣習・原則からなる何らかの総体を認識していたのは勿論であるが、法規範と道徳ないし宗教規範をはっきり区別していたとは言えず、また、関連する規範に応じて変化する、明確な判決に到達可能なほど整った体系的理論も彼らの間には存在しない。このような状況下で、最も効果的かつ正義に適った紛争解決は、両当事者に各々理があるという事実を勘案できる和解に他ならず、したがって和解という紛争解決方法は、必然性というよりも選択の結果



ということになる。即ち、判決よりも融和を好む傾向は、既存の政治・社会構造と社会において支配的な態度の双方に由来するのである。<sup>(21)</sup> そもそも、和解は判決とは異なり、紛争に関連すると法的に評価されるごく少数の規範の適用によって導かれるものではない。そこでは、互いに衝突する義務や社会的紐帯、所有権への思惑が勘案され、紛争当事者の仲を取り持つことによって、紛争が発生・終息する共同体の外枠を集合的に構成する社会的紐帯の構築に資するものとなる。その結果、和解は同様の事案に対して出されるであろう裁判判決よりも、確実に、拘束力があり、公正であるとみなされた。<sup>(22)</sup>

### 3 ギアリの所説<sup>(23)</sup>

以上のチエイエットによる論点の開示とホワイトによる敷衍をさらに拡張し、社会史や文化史、あるいは法人類学をも加味した紛争研究の必要性を説き、所謂「国家の無い sans état」時代としての中世フランスにおける、「構造 structures」としての紛争のあり方を示したが、アナル誌に掲載されたギアリの「国家無き時代のフランスで紛争のうちに生きること——一〇五〇年～一二〇〇年における紛争処理メカニズムの類型論 Vivre en conflit dans une France sans état : Typologie des mécanismes de règlement des conflits, 1050-1200」と題された論文である。

ギアリによれば、紛争解決に際して、中央集権化した公的な司法組織が一般化している近代西欧社会の観点からすれば、こうした近代的な意味での裁判所が存在しない時代には、紛争処理の手段が無いように見えるのは当然である。したがって、フランス封建社会における紛争処理の方法を理解するには、従来の国制史や法制史のように、無批判に近代の枠組みを援用するのではなく、むしろ倫理の領域や社会的圧力といった法以外の慣行を研究する、社会史や文化史の方法が必須となる。<sup>(24)</sup>

ホワイトの論考によって示されるように、対象となる紛争に関する考え方は極めて複雑であり、それは法伝統

よりも社会や文化の機構に整合するものである。かくして、フランス中世社会には、法以外の紛争処理方法が多数存在し、これを無政府状態の証左と見るのは、狭量かつ形式的な法制史の見解であることは論を俟たない。このような観点に立った紛争研究においては、仲裁裁判の形成過程のみならず、紛争解決のために行われた儀礼の研究も重要であるのみならず、封建社会における紛争の位置付けに関する従来の理解にも修正が迫られており、伝統的な紛争解決の法モデルが妥当しないことが明白である以上、法人類学の新しい概念枠組みが必要とされる。<sup>(25)</sup>

中世フランスにおける紛争は、暗黙の前提となっていた社会的紐帯とヒエラルキーを明確にするものとして、社会の組織構造の根本をなしており、その序破急を明確に示すのが困難なほどである。それは、特定の「事件 events」というよりは「構造 structures」であり、その「原因 causes」・「解決 resolutions」よりは「用途 uses」に研究上の重要性が認められる。即ち、紛争とは潜在的な紛争構造が表面化した一瞬であり、それは何らかの社会的な目的のために用いられ、消滅し、再登場する。この点につき、法人類学者は、「紛争処理 dispute processing」なる語を用いて紛争を動態的構造として語ることにより、紛争が社会において有する総体的役割を強調しているが、このような紛争は社会の重要部分である名誉に関わるものであり、その反対概念としての「恥 honte」なごし「不名誉 disgrace」は、前提となる騎士社会において何より恐れられた。<sup>(26)</sup>

以上、一世紀～一二世紀ヨーロッパの「紛争処理」に特有の事情として、中央集権的手段の欠如が挙げられるが、これに代わる支配的な紛争処理システムが共同体には内在しており、それは超越的な中央権力によってではなく、個々の交渉において見出される。したがって、暴力闘争の勃発を抑制する抽象的な「法の支配 rule of law」に立脚した共同体は存在せず、たとえ史料に「判事 iudices」・「命令 placita」・「判決を申し渡す iusticiam facere ; iusticiam dare」・「命令する placitum facere」といった文言が使われていたとしても、それには実体が伴わず、大司教や伯、そして彼らの顧問達にできたのは、判決を提案したり、暫定的な解決を強いる程度のこと

に過ぎなかった。かくして、相互に認められた權威を欠き、「法の支配」という感覚が内在化されていない共同体においては、個人や集団が純粹に中立であることは不可能であり、人々は相互に「朋友 amici (＝平和 *paix* と友愛による結合)」であるか、「敵 *inimici* (＝潜在的／實際的な戦争状態)」であるかのいずれかとなる。<sup>(27)</sup>

このように、公的な裁判制度が欠落しているからといって、社会が無政府状態にあることにはならない。そこでは、集団も個人も、非常に均質な社会・文化に属しており、その中で共有されている価値と暗黙の規範に従って、紛争は以下の手順で処理されていたのである。<sup>(28)</sup>

(1) 紛争継続のための対抗手段<sup>(29)</sup>

紛争の相手方への主要な対抗手段といえば、史料上 *guerre* と記述される武力による自力救済 (＝フェーデ) であるが、これは恒常的な決裂を意図したのではなく、限定的かつ儀式的な攻撃として、通常は現実の敵あるいは仮想の敵との間での名誉のつり合いの修復を目的としている。

教会の側も「聖務停止」や「破門宣告」によって俗人共同体との紐帯を断つという、*guerre* に相当する対抗手段を有しているが、これら一連の対抗手段は、社会の紛争構造において紛争を有利に「継続する *continuing*」ための手段であり、紛争に際して社会全体を味方につけ、共同体の圧力を問題解決へ向けるべく意図したものである。<sup>(30)</sup>

(2) 交渉による和解<sup>(30)</sup>

その後、紛争を解決すべく交渉による和解が目指されるのであるが、そこでの最終目的は、紛争状態に代わる確かな関係の成立であり、実際の交渉は両当事者にとって好ましい仲裁者によって行われることが多い。

しかし、ここに言う仲裁者は制度に則して指名される者ではなく、社会における徳の高さ、あるいはカリスマ的地位によって、共同体に倫理的影響力を及ぼす人物や、敵対する両当事者に対して均質な関係を有する人物に

与えられる職務である。通常、仲裁者に指名されるのは伯・司教・大修道院長であり、必ず両当事者の合意を得て職務を遂行するのであるが、彼らは紛争当事者との個人的つながりゆえに指名されるのであって、その権威によつてではない。かくして、仲裁者は職務に助言を与える者を補佐役 (*indices ; sapientes*) に任命するが、この補佐役こそ、伯の封臣や共同体の代表者として、両当事者の話し合いに出席し、「助言 *consilium*」を与え、交渉において中核的な役割を果たすのである。さらに、紛争当事者双方も仲裁の場に出席し、各々の封臣と朋友も支持者として臨席のうえ助言を与え、交渉を互いに有利な方向へ導こうとする。

このように、仲裁者は社会で認められた訴訟法ではなく、衡平の型とも呼び得るものに従つて機能しており、表面的な問題を議論するのみならず、両当事者間の構造的な関係を変えようと尽力する。彼らは明らかになつた争点につき、聖俗の共同体を代表する人々から助言を受け、和解案を提示するのであるが、そこにおいて勝者と敗者が明確になることは滅多にない。理念上、仲裁者は敵対する当事者を新たな関係に導く存在であり、中立の立場にはなく、社会が紛争で再び混乱に陥らないよう、敵対者間のネガティブ日常関係をポジティブなものに転換することが期待されているのである。そして、両当事者が和解案を受け容れると、会衆参列の下に和解の儀式が行われるのであるが、こうした公的儀礼によつて、たとえ紛争構造が残つたとしても、当事者が紛争を潜在的なものへと戻し、共同体の生活を送れるようになったことが示される。

かくして、俗人集団間では相互扶助を確約する友愛契約が締結され、俗人と教会の間では教会が係争物たる財産を俗人に封土として返還し、俗人は封臣となつて連帯するのであるが、そこでは、贈与を介して紛争当事者に確かな関係が築かれる。つまり贈与は、その互酬性によつて贈与者・受贈者の双方に利益をもたらし、紛争当事者間の構造的なつながりを規定・構築するのである。

これら一連の紛争処理の手順からは、一一世紀～一二世紀の社会においては紛争構造が重要であり、紛争の解

決よりも利用の方が有意であったことは明白である。そこでの紛争終結への努力は、紛争の原因たる社会構造の変更へと向かい、単に敵意を除去するよりは、確かな人的紐帯を成立させる仲裁形式での解決が試みられる。社会集団が紛争構造によって団結している以上、紛争構造を維持することが必須であり、したがって紛争において当事者に判決を申し渡す権能は、当時の人間関係を破壊するものであって、人々の望むところではなかった。たとえ紛争の禍根が残ったとしても、和平を打ち立てることが優先されたのである。こうした紛争構造に変化が生じるのは、強制力を伴う新たな裁判所が全ヨーロッパ的に成立する一三世紀―一四世紀の盛期中世を待たねばならない。<sup>(31)</sup>

## (二) 儀礼研究の枠組<sup>(32)</sup>

先に示した紛争研究の枠組みにおいて、既に儀礼研究の重要性が示唆されているが、そもそもこの儀礼研究とは、近年ドイツを中心に高まりを見せている歴史学上の研究動向である。ターナーの『儀礼の過程』[The ritual process : structure and anti-structure] (一九六九年)<sup>(33)</sup>によって示されたアフリカ未開社会における儀礼の分析をヨーロッパ中世にも援用して、史料に登場する些細な身振りや発言を「拘ってみる価値のある貴重な符号」であるとみなし、それが当時の社会でどのような意味を持ち、なぜそうした行為や発言がなされたのかを詮索するものであるが、特に初期中世から盛期中世を通じて支配者層の紛争解決に頻繁に利用された、「仲裁」・「降服」儀礼が研究対象となっている。<sup>(34)</sup>

中世初期から政治・司法の常道となってきた「仲裁」の慣習からは、一旦戦火を交えた場合に紛争当事者双方が蒙る被害の甚大さ、敗者における取り返しのない名誉の喪失を回避するための和解工作が、背後でたゆみなく、繰り返し行われてきたことが看取される。そして、仲裁を介して実現される「降服 *dectio*」儀礼は、キ

リスト教的コンテクストに嵌め込まれつつ、戦士社会のモラルを反映した、戦いをやめるための儀礼であったと考えられる。このような、入念な根回しの上に立つ「演出」は、実はヨーロッパ中世の政治の舞台で、あるいは社会関係の調整のために極めて頻繁に行われていたのであり、そこには不可視の「式次第」が存在し、一方がそれに則って行動したなら、相手方も然るべく応じざるを得ない程の規範性が認められていた。即ち、内心どのようを感じていようと、ある過程に巻き込まれたならば、それを完遂しなければならぬのであり、贖罪と降服の儀礼を命がけで、真剣に演じたならば、その改悛の情は心からのものとみなさざるを得ず、その真摯さは儀礼における身振りの正確さによって量られたのである<sup>(35)</sup>。

政治が文化的な相互関係、より広範な精神的・社会的諸システムに結びついた関係である社会においては、政治的シンボルや説得のための行動は、それ自身の内に複雑な社会的慣習・切望・怖れなどのネットワークを有しており、日常の身振りや慣習的記号も、重要な政治的・社会的意味を有していたと考えられる。そうした状況の下で、個人や集団がある状態から別の状態へと移るための儀礼は「通過儀礼」の要素を含んでおり、それによって当該個人や集団とそれを取り巻く政治・社会秩序が復旧したり、新設されたりする「公的な機能」を具備している<sup>(36)</sup>。

近年の儀礼研究では、声や身振りと並んで文書もひとつの象徴的なモノとして、儀礼に参与するものとして重視されている。特に、証書認証の公開儀礼においては、君主が発給し受給者に手渡された証書の発効に際しては、書かれ、署名された証書を関係者一同と証人が集う場で公に読み上げ、さらに祭壇の上にそれを据え置くことで、羊皮紙の証書とその内容（和解や契約など）を聖なるものにしつつ、一同の目に明らかなものにすることが要件とされていたことが、しばしば指摘される<sup>(37)</sup>。

さらに貴族たちの本来の仕事である戦争でさえ、「平和の技術」のひとつとして一種の儀礼であったことが、

デュビイーの名著『ブーヴィーヌの戦い Le Dimanche de Bouvines : 27 juillet 1214』(一九七三年)<sup>(38)</sup> によって詳らかにされた。それによれば、戦争は禁令を尊重していれば正当行為であり、一時的に秩序が乱れても、最終的には不正を排除し、万人の権利が回復され、より良い秩序の構築に繋がるものであって、そこでは、相手を痛めつけ、殲滅することではなく、正義を打ち立て、「和解」に至ることが究極の目的とされた。したがって、決着が付くのは戦争そのものによってではなく、その後の「言葉」(＝宣誓)によってであり、その結果双方にそれなりの名誉が与えられ、仲裁者を介して譲歩と要求あるいは抵抗の駆け引きを取り混ぜつつ、仲直りして平和の抱擁が行われるのである。しかし、騎士道精神が退化して行く中世後期になると、こうした戦争のあり様も大きく変化した。<sup>(39)</sup>

封建社会特有の「臣従礼」にも、「和解」と「友愛」をもたらす役割が認められ、土地や権利を争っている貴族同士が交渉を重ねた末に和解する際、その手打ちとして臣従礼を行うことがしばしば見られる。ここでは、儀式化された身振りに感情が重ねられることで、制度の弱点を補い、行き詰まった人間関係を打開するという機制が働いている。例えば「儀礼的友愛」は、支配／服従の関係を緩和しないし隠蔽して対等の関係に見せかけるものであるが、そうした背景として、中世ヨーロッパにおいては、今日とは異なっており、私的な人間関係と公的な社会関係が分離しておらず、相互に絡み合っていたばかりでなく、「感情」といったごく主観的・個人的な心理的領域にも、社会的な次元がまわりついていた点が挙げられる。かような状況の下では、友愛こそ政治生活や社会秩序の中心であり、政治思想の一部であったと言っても過言ではない。したがって、ここに言う「友愛」とは、感情よりは権利と義務を伴う「契約」であり、一旦友誼を通じたならば、人生のあらゆる面で兄弟の如く援助を惜しんではならないのであって、こうした友愛は上下関係においても発現し、人間関係形成の道具として柔軟に機能した。政治決定に関して制度化された経路は未だ存在せず、立法手続きも行政手続きも未発達であった中世

ヨーロッパ社会においては、内密の取引によって諸事が進行し、その際、両当事者のどちらか一方に片務的な奉仕や犠牲を強いるのではなく、釣り合いの取れた取引になるよう計算されていた点に特徴が見られるが、こうした取引を円滑にしたものこそ、「友愛」という私的かつ公的な感情であった。<sup>(40)</sup>

以上の点を鑑み、ヨーロッパ中世社会の特徴を括り出すとすれば、社会的な序列、社会的な交際の中で「儀礼と象徴」が交渉・調整装置として稼働しており、儀礼によって臣従や婚姻、隷属からの解放が実現するものの、その前段階として数多の「紛争」があったのであり、儀礼的な誓約や契約、忠誠あるいは贈与は、紛争解決の要素として捉えられるものである。他方で、暴力や戦闘にも、将来の紛争の解決や平和を準備する社会調整装置としての機能があり、計算と規則に基づいて行動しながら、常に和解交渉の道が探られていた。また、人間関係の中枢には親族組織があり、配下に対する貴族（領主）の支配権も、純粹に個人的な絆に基づいており、その人間関係は擬制的親族組織の観を呈している。かくして、この時代の正義は、近代におけるそれとは異なり、その背後にある独特な人間関係および愛情のあり方と不可分一体であり、日常生活や社会関係と結びつき、関係者一同の顔を立てた、非公式の正義であったと言えよう。<sup>(41)</sup>

### （三） 法人類学の枠組み

ここまで、紛争研究および儀礼研究の枠組みを概観してきたが、これらはいずれも人類学、就中法人類学における「紛争処理」の分析枠組みと密接不可分に展開されてきた。そこで以下では、ロバーツの『秩序と紛争 Order and dispute : An Introduction to Legal Anthropology』（一九七九年）<sup>(42)</sup>を基に、法人類学における「紛争処理」、特に「国家の無い社会 stateless societies」のそれに関する分析枠組みの概要を辿ってみたい。



## 1 法人類学における紛争処理研究の前提

一八六一年に公刊されたメーンの『古代法 Ancient Law』をもって、法人類学の嚆矢とするのが一般的であるが、爾来伝統的な法人類学は、進化論の枠組みを援用して現代西欧社会の社会的発展段階の図式化を課題としてきた。<sup>(43)</sup> これにより、所謂「未開法 Primitive Law」の存在が明らかになったが、こうした未開法研究に画期をもたらしたのが、マリノフスキーの『未開社会における犯罪と慣習』(一九二六年)<sup>(44)</sup>である。ここでは、西欧的な制度形態に囚われた先入観を捨てるべきであり、社会の秩序と継続性を維持する手段を探索する際には、慣れ親しんだ制度形態のコンテクスト中に、必ずしもそれらが見出されるわけではないことが明らかにされた。その結果、全く新しい研究としての秩序と紛争の問題、即ち紛争処理の問題が、西欧法学の制約的な枠組みを超えて検討されようになったのである。<sup>(45)</sup>

かくして、従来の法人類学者が「自文化中心の ethnocentric」法概念を定式化して、当然のものとしてこれを観察対象たる社会の様々な概念・制度・過程の理解に援用する、所謂「法律中心の研究 Law-centred studies」の結果として陥った、以下ふたつの誤りが明らかとなった。<sup>(46)</sup>

① 「法的な legal」データの分析に特化する傾向が、検討対象たる社会の未分化のデータから法的な資料のみを分離・抽出し、当該社会には必ずしも意味のない基準によって包摂と除外を行うばかりでなく、除外された資料を「法以前 pre-legal」と決めつけ、これに「法 law」への進化という無根拠の過程を当て嵌めること。

② 説明のために選別された資料が「法の legal」型に押し込まれるに際して歪曲が生じ、未分化の規範データに「法規範 legal rules」の属性が付与され、第三者介入の慣行には須らく「裁判官 judges」という「司法的属性が与えられ  
 ない」。

これらの問題点を踏まえ、「法的である」と同定されたテーマではなく、法学研究の制約から解放された紛争処理を対象とする様々な研究が現れたが、それらは次のふたつの特徴を共有している。<sup>(47)</sup>

- ① 法の型枠を否定するのみならず、自文化（＝西欧）とは異なる社会統御の仕組みを理解し記述するのに相応しい枠組みの発見を志向する。
- ② 制度分析や規範の定式化よりも「過程 process」に主な関心が向けられ、個人が何を行ったか、行為者が自身の行動をどのように理解・説明するかを重視する。

従来の法律中心の研究では、紛争は社会の病理現象と捉えられていたのに対し、こうした紛争処理研究においては、紛争は社会の正常かつ不可避の部分であり、現在の社会形態を再生産し、変動を切り抜ける手段として、以下の点において全く異なる紛争観が提示された。<sup>(48)</sup>

(1) 考察対象としての紛争

紛争は、それが生じた共同体における生活全体の一部として取り扱われるべきであり、したがって事件の発生から、それに続く解決のための試み、当事者関係の変動の経緯に至るまで、その全体連関を広く考察すべきものとなる。

(2) 紛争における規範

規範は従来の法律中心の研究におけるような、きっぱりと決着をつけるようなものではなく、紛争解決に際して紛争当事者と第三者が解決法を引き出すための供給源としてのみ、その重要性が認められる。

そこでは、第三者による介入という確固たる司法モデルが放棄され、紛争処理過程における「仲介人 go.

「betweeners」や「調停人 mediators」といった人物の役割が考察の対象となる。

(3) 紛争当事者

紛争を追求する目的・加勢を仰ぐ方法・解決を期して紛争を持ち込む機関の選び方・そうした紛争処理機関においてとられた策略といった、紛争の進展における紛争当事者の一連の行動が、新たな関心となった。このような紛争当事者の行動においては、「和解／妥協 compromise」が結果を左右する重要な要素であり、裁判における所謂「ゼロサム・ゲーム」の勝敗とは全く異なる、「取引 bargaining」としての性質を紛争処理過程に与えている。かくして、生活における取引の側面を強調することにより、秩序を規範の適用と遵守であると解する従来の見解を見事に補完するものとなった。

2 法人類学における紛争処理の類型

以上の法人類学上の前提に立つならば、ある社会における紛争処理の方法は、その社会の価値観と信仰に深く関連する傾向にあり、①個人間暴力 inter-personal violence・②紛争から儀礼への誘導 channelling conflict into ritual・③辱め shaming・④超自然の力 supernatural agencies・⑤村八分 ostracism・⑥話し合い talking の六種に大別される。殊に⑥の「話し合い」は、解決を目指す紛争当事者が討論を通じて互いに合意できる解決案に到達し得ることから、あらゆる社会集団において、紛争を回避あるいは解決する主要な手段であり、また、解決を模索する第三者の介入にも有効な糸口を与えるものである<sup>(49)</sup>。

かくして、法人類学において主要な紛争処理方法として位置付けられる話し合いは、「相互交渉 bilateral negotiation」・「調停 mediation」・「審判人 umpires による裁定」の三種に大別され、各々次のような性質を有している。しかし、これらは単なる類型にとどまり、現実にはこれらが相互に重なり合っており、はっきりとその輪郭線を引くことはできない<sup>(50)</sup>。

(1) 相互交渉<sup>(51)</sup>

最も単純な紛争解決過程であり、第三者の介入無しに紛争当事者が接触し、当事者同士の話し合いで紛争の終結が図られる。

(2) 調停<sup>(52)</sup>

中立的な第三者としての「調停人 mediator」が、ある解決を紛争当事者双方に押し付けるのではなく、当事者同士で解決を得られるように助力する。その際、紛争当事者の単なるつなぎ役として行動する受動的な「仲介人 go-between」と、能動的に助言を与えたり、解決を示唆したりする、所謂「調停人」が区別される。後者の場合も、表面上は中立の立場をとり、解決を押し付けるわけではないが、解決に貢献すべく積極的に行動する点で、「仲介人」とは異なる。

かくして、調停人は先ず紛争当事者間にコミュニケーションの回線を開き、双方の立場を明確にすべく尽力し、最後にある解決の利点を推奨するのであるが、こうした調停による解決は、概して妥協的な性質を有する。

このように、紛争に巻き込まれた個人が第三者に接近する理由は、かの者を味方に引き入れるためか、自分と相手方の双方が容認できる中立の立場で、かの者が紛争解決に資すると考えるか、のいずれかである。その際、接近を受ける第三者は紛争によって様々であるが、近親者であるか、以前自分が何らかの助力を与えた人物である可能性が高い。近親者が困窮している際に援助を与える義務は広く存在していると見られ、あるいは他の互酬的義務関係によって助力が義務付けられている場合もある。どのような人物が調停人を選ばれるかは、当該社会の性質によるが、近親関係あるいは経済的協力関係において紛争当事者のどちらにも近過ぎない人物、当該分野で特殊な技能を備えた人物、その他の理由で適役であると定評のある人物等が選ばれる。

(3) 審判人による裁定<sup>(53)</sup>

中立的な第三者が、裁定 decision によって紛争を終結させる。この際の審判人は、以下「仲裁人 arbitrator」と「裁判人 adjudicator」の二種を区別すべきである。

【仲裁人】

紛争裁定の権限が当事者の要請によって与えられており、当事者がその裁定に自発的に服従する。

【裁判人】

地域社会の役職に由来する権威に基づいて裁定すべく、紛争に介入する。

しかし、いずれの場合にも、紛争当事者双方の主張が競合するにもかかわらず、ひとつの裁定に基づいて紛争を終結させるような、ある種の権威が認められている。先に挙げた調停人が、紛争当事者の利害の調和を果たすことが求められているのに対し、これら審判人にはそうした要請はない点で、両者は決定的に異なっている。

3 「国家の無い社会」における紛争処理

秩序維持と紛争処理にとって、国家機関の不在は何ら障碍とはならず、したがって中央集権化された政治機構が存在しなくても、先に挙げた主要な紛争処理方法としての「話し合い」の途が閉ざされるわけではない。むしろ「統治者を欠いた acéphalous」社会、即ち国家機関が存在しないという状況が、話し合いが持たれる形態とその成果を保障する手段、特に第三者の話し合いへの介入に関わりを持つてくる。というのも、国家機関を有する社会では、国家が官職保有者に紛争を解決する権威を与えるのであるが、「統治者を欠いた」<sup>(54)</sup> 「国家の無い」社会では、そうした第三者の出自や介入の正当性が不明瞭であり、当該社会の特殊個別的な組織形態によって、それが近親者であったり、個人の特性であったり、社会の低位集団 sub-system 内での地位であったりと、様々に異なるからである。

また、紛争解決の際に参照されるのは、社会が容認する諸規範・特定の社会関係維持の重要性・地域社会全体の調和であるが、そうした規範は一般的かつ曖昧である傾向がある。さらに、そこには紛争当事者双方が当該集団の調和のために紛争を鎮めるべきとする一層高度の要請がなされ、暗黙の政治力が働くこともある。<sup>(55)</sup>

このように、第三者に紛争を裁定する権威が与えられていない場合、かの者には制約が伴う。それが即ち、紛争当事者の合意である。第三者は、この同意を獲得すべく援助する以上の役割を担うことはできず、所期の目的を達成すべく、話し合いとしての紛争処理の機会を設定し、紛争当事者双方の議論を整理し、それらの中から妥協点を引き出す。そして、そこでの結論は紛争当事者の合意に依拠する以上、双方が最も多くを与え最も少なく取るという、取引と妥協が暗黙の前提となり、規範のみが結論を決定する要因にはなり得ない。<sup>(56)</sup>

かくして、紛争当事者双方の経済力と政治力への配慮が重視されるという明晰性の欠如こそが、明確な規範の適用にはない、交渉成立の余地を与える柔軟性を与えるのである。換言すれば、裁定し執行する権力を保持する者が存在しなければ、当該集団の社会規範は、国家機関が存在する場合に理論上認められる単純明解さで紛争の解決を決定できない以上、話し合いによって解決策を得ることになるが、当事者双方の合意に至らしめるうえで不可欠の交渉の余地を見出すためには、規範の適用に柔軟性が不可欠となる。この意味で、「統治者を欠いた」<sup>(57)</sup>「国家の無い」（無国家）社会の規範は、現代の司法制度におけるように、その厳格適用によって一方当事者の勝利と他方当事者の敗北を決するものではなく、むしろ第三者が交渉をまとめる際に採用する指針であるのと同時に、紛争当事者双方の取引条件であるような、二次的なものであると言えよう。そして、こうして得られた紛争解決を執行・強制する公的機関を欠いていることが、あらゆる無国家社会の特徴である。<sup>(57)</sup>

## (四) 法制史における相同性

紛争研究・儀礼研究における「紛争処理」の特徴は、仲裁裁判に関する伝統的な法制史上の理解においても、その相同性を確認することができる。

それによると、そもそも仲裁裁判は、家族集団が強固に結束した騎士・市民社会の特徴とされ、権力が権門に掌握された一世紀後期〜一二世紀初頭の社会における私証書は、当事者双方の利益になるよう調整された権利関係を規定し、権門の独立と公権力の直接行使の抑制を内容とする、ほとんど公文書に近い性質を持ち、将来の紛争を予防するためのものであった。<sup>(58)</sup> こうした合意は現代的な意味での条約に近いものであるが、イタリアの法史家カラッツの分析によれば、南仏やイタリア、スペインにおいて *concordia* や *conventio* と呼ばれたこの種の私証書に対しては、ローマ法の復活以降、同義語である *pactum* (約定) の呼称が一般化したとされる。<sup>(59)</sup> 合意内容の遵守を確保するため、それらはより影響力のある人物の「手の内に *in manu*」に置かれ、かの者は当該合意の立会人・保証人であるのと同時に、その履行を強制する裁判官の役割を果たしたが、こうした人物の元に争訴が直接持ち込まれ、約定が取り結ばれることもあった。<sup>(60)</sup>

このように、裁判形態として確立された仲裁が、一二世紀後期に頻繁に用いられるようになると、半裁判的あるいは非訟的仲裁にも *pactum* (命令/判決) の語が用いられるようになり、そもそも同義語であった *pactum* と *pactum* の意味内容が徐々に分化した。<sup>(61)</sup> そこで所謂仲裁裁判所は、「朋友の *amici*」・「隣人の *vincinorum*」・「善良なる人の *boni homines*」裁判所と呼ばれ、当事者によって判事が選任され、時に評判の良い裁判所の名士(貴族や聖職者)が招聘されたばかりでなく、教会裁判所や封建領主の裁判所を仲裁裁判所として選択することもできた。<sup>(62)</sup>

かくして、一二世紀初頭の訴訟当事者が、広汎な一族の紐帯を代表する者であり、判決には訴訟当事者双方の

みならず、彼らの一族の合意について言及されることもしばしばであったのに対し、一二世紀後期に入ると家族の単位が縮小し、訴訟当事者は一族の意向を斟酌せずに自身の権利を主張することが可能となった結果、仲裁裁判が普及すると共にローマ法上の仲裁が文書に登場するに至った。ここでは、実際の審理に先立って、当該判決に従うという保証を伴った合意が予め形成されていることが条件とされ、当初は口頭での合意であったものが、和解の形態の成熟に伴って徐々に仲裁に取り込まれたと目されている。<sup>(63)</sup>

## （五） 小 括

ここまで、相補的關係に立つ紛争研究・儀礼研究と法人類学における「紛争処理」の枠組みを概観してきたが、これらの分析系を踏まえたうえで中世フランス社会の特徴を析出すると、次の三点に集約される。

- ① 一三世紀までの中世フランス社会は、「統治者を欠いた」・「国家の無い」社会であり、封建領主と教会は社会構造としての紛争の中に組み込まれている。このような社会には、所謂「法の支配」を担う国家機関としての裁判所は存在せず、むしろ紛争を契機として、当該社会における人的紐帯を構築・強化する、「紛争処理」の過程が重要である。
- ② 主要な紛争処理の方法たる「話し合い」においては、贈与の互酬性に基づく和解に至るための綿密な取引が行われ、その際に重要な役割を果たしたのが「調停人」（もしくは仲裁者）である。

- ③ 紛争処理の過程においては、抽象的規範よりも「友愛」が重視され、裁判によって雌雄を決するよりも、調停人を介して友愛によって結ばれた紛争当事者が、あえて勝敗を明確にしないことにより、騎士にとって何より重視された「名誉」が守られた。そして、これら不可視の関係性、非公式の正義とも言うべきものを確認し、可視化するのが、「臣従礼」・「仲裁（和解）契約」・「降服」といった、様々な儀礼である。



そこで以下では、これら従来の法制史の見解をも含む、より広い「紛争処理」の観点から、パリ和約締結に至る歴史的経緯を辿って行きたい。

### 三 モー和約における紛争処理の構造

#### (一) 和約締結への胎動

一二〇九年から開始されたアルビ十字軍に対し、当初カペー朝王権は直接介入を避けていたものの、一二二六年にフランス国王ルイ八世が自ら軍を率いてローヌ流域を南進したことが、トゥールーズ伯レモン七世を追い詰める、これにより戦局は泥沼化した。同年一月八日にルイ八世が病没した後も十字軍は継続され、その後一二二八年まで、ローマ教皇によって人員配備がなされたラングドック全司教都市の高位聖職者によって主導された内戦の色彩を強めて行く。<sup>(65)</sup>

こうした状況の中、ローマ・カトリック教会とフランス王権はアルビ十字軍終結に向け、以下のように画策を始めている。

#### 1 ローマ・カトリック教会側からの画策

一二二八年六月二五日付の教書<sup>(66)</sup>において、教皇グレゴリウス九世は、教皇特使であるサン・タンジェロ助祭枢機卿ロマヌスに対し、フランス国王ルイ九世とトゥールーズ伯レモン七世との講和に尽力すべきことを命ずると共に、王弟のひとり伯女との婚姻にこぎつけた暁には、三親等と四親等の夫婦となる彼らの血縁関係に特免を与える権限を付与している。

ロクベールは、この教書を教皇特使ロマヌスの提案に応じて出されたものと推定しているが、摂政母后ブラン

シユ・ド・カステイユーに見込まれ、フランス王国において宰相とも言うべき役割を担っていたロマヌスは、遠隔地でなかなか決着が付かず、戦費もかさむうえに、モンフォール伯シモンの前例からも樂觀を許さないアルビ十字軍をできるだけ早期に終結させたいとの意向であり、あえて遠征を貫徹しないことと、婚姻を鍵として政治上勝利を収めることは、決して相容れないものではなかった。現に、ロマヌスの教皇特使留任を定めた一二二八年三月二一日付の教書<sup>(69)</sup>において、グレゴリウス九世はルイ九世に対してアルビ十字軍の早期再開を求めていることに鑑みれば、先の六月二五日付の教書における和平への画策が、ローマ教皇自身の方針転換というよりは、フランス王権の意向を体現した教皇特使の提案によるものと解するのは、妥当であると思われる。

## 2 王権側からの画策

同時代人ギョーム・ド・ピユイロランによる『年代記』の記述によれば、一二二八年の聖ヨハネ降誕祭（六月二四日）頃、アンベール・ド・ボージューを筆頭に、オーシユ大司教とボルドー大司教の他、英領ガスコーニュから多数の属司教・諸侯・自治都市が大軍を率いて自治都市トゥールーズを取り囲み、東部近郊（Pech-Aimery）のブドウ園を皮切りに、約三ヵ月間大規模な略奪と破壊を行い、これを契機としてモー和約に向けての交渉が始まったとされる<sup>(70)</sup>。

このトゥールーズ攻囲戦を指揮した人物こそ、ルイ八世亡き後もモンフォール伯アモーリと共にラングドックに留まり、当地に駐屯する国王軍の司令官を務めていたアンベール・ド・ボージュー<sup>(71)</sup>であり、あたかも先に挙げた六月二五日付の教書に呼応するかのように行動していることから、ロクベールはこの攻囲戦を、和約締結にレモン七世を追いついたための王権による画策だったと推定している<sup>(72)</sup>。当初はモンフォール伯シモンの戦略に倣い、レモン七世の前線基地を丹念に潰すことで、徐々に主都トゥールーズを孤立させていたアンベール・ド・ボージューが、突如として方針を転換し、トゥールーズの主要産品であるブドウの収穫を奪うことで経済を壊滅させ、<sup>(73)</sup>

よつて戦意を喪失させるという即効策に出たのは、確かに講和を急ぐ王権の意向の反映であるともみなし得る。さらに、この攻囲戦は、その作戦規模から見ても、援軍を含め周到に準備されたことが窺われ、単にアンベール・ド・ボージュールの一存で遂行されたとは考えにくい。<sup>(74)</sup>

## (二) 和約締結の経緯

### 1 バジエージュ和平会談

かくして(ロクベールによれば王権の筋書き通り)、和約締結の好機と見た教皇特使ロマヌスは、先の『年代記』<sup>(75)</sup>の記述によれば、パリからグランセルヴ大修道院長エリー・ガランをトゥールーズ伯レモン七世の元に派遣し、和平の提案を行つている。トゥールーズ近郊のバジエージュで会談したレモン七世はこの提案を受け容れ、国王と伯の双方が代理人を立てて「フランスの地 *Francia*」(北仏王権の勢力圏)で和平交渉を行うことにつき、グランセルヴ大修道院長と合意したうえで、交渉の場はモー(シャンパーニュ伯ティボー四世の所領ブリーの一都市)と定められた。<sup>(76)</sup>

### 2 モー和平会談

バジエージュでの和平会談を受け、レモン七世はモーで開催される和平会談を期して、一二二八年二月一日付で委任状<sup>(77)</sup>を発しており、その内容は以下の通りである。

「神の恩寵により、ナルボンヌ公にしてトゥールーズ伯、プロヴァンス侯」たるレモン七世は、トゥールーズにおいて「教会の一体性に回帰すること、そして(伯としての)上級領主権 *dominium* に留まつて、フランス国王および従姉妹でもある母后への忠誠と奉仕に励むことを切望している」旨を宣言し、「和平の実現に従事してきたグランセルヴ大

修道院長エリーを、伯の代理人として国王と母后および教皇特使にしてサン＝タンジェロ助祭枢機卿ロマヌスの元に派遣し、和約の締結に当たらせる」べく、モーでの和平交渉における伯の全権代理に任命すると共に、「伯の諸侯と特にトゥールーズ執政官府の助言に基づいて」、グランセルヴ大修道院長が「かくも親愛なる我が従兄弟であるブリーならばにシャンパーニュ宮中伯ティボー、その他の人々の助言と同意に基づいて取り結ぶであろう全ての事項を批准する」旨を約束するものである。

これにより、レモン七世の全権代理となったグランセルヴ大修道院長は、調停役たるシャンパーニュ伯ティボー四世との和平交渉を行うべくモーへと赴いたが、続く『年代記』の記述<sup>(78)</sup>によると、会談の場には教皇特使をはじめレモン七世、ナルボンヌ大司教とその属司教たち、自治都市トゥールーズ派遣の代表団、教皇特使によって招集された様々な高位聖職者がつめかけ、和約の形式について長期間話し合った末、国王の最終的な裁可を仰ぐべく、会談の場がパリに移されることになった。

### 3 トゥールーズ諮問会議

モーでの和平交渉を終えたレモン七世はトゥールーズへと帰還し、先の委任状にある通り、諮問会議を開催して封臣とトゥールーズ執政官に和約の賛否を諮り、「ナルボンヌ公にしてトゥールーズ伯、プロヴァンス侯たるレモン七世は、和約を取り結ぶべく宣誓をもって全権を委任したグランセルヴ大修道院長が、交渉の末に決定した以下の和約を確かに承認するものである」として、一二二九年一月付でこれを批准している<sup>(79)</sup>。

### (三) 和約の概要

バジエージュ和平会談からモー和平会談を経て、トゥールーズ諮問会議によって批准されたモー和約の概要は、以下の一四項目に大別される<sup>(81)</sup>。

§1<sup>82)</sup>

フランス国王は、王弟のひとりとして結婚させるべく伯女を即時に引き渡すことを条件に、元帥領（国王がギー・ド・レヴィスに与えたミルポワの領主領）を除くトゥールーズ司教区をトゥールーズ伯レモン七世の手元に残すが、そのためには、一二二九年の復活祭までに教会が特免を与え、教皇特使が伯を赦免することが必要である。

トゥールーズ伯領の相続に関しては、以下六つの場合が想定される。

- ① レモン七世が伯女ジャンヌ以外の子を遺さずに死亡した場合、ジャンヌがトゥールーズ司教区を相続する。
- ② レモン七世が伯女ジャンヌの他に子を遺していた（息子を含む）場合にも、ジャンヌがトゥールーズ司教区を相続する（＝伯女ジャンヌがレモン七世唯一の相続人である）。
- ③ 伯女ジャンヌがレモン七世よりも先に死亡し、かつ王弟との間に息子や娘がいた場合には、レモン七世が子を遺さずに死亡した後は、かの者達がトゥールーズ司教区を相続する。
- ④ 同じく伯女ジャンヌがレモン七世よりも先に死亡し、王弟との間に息子や娘がいた場合で、レモン七世がジャンヌの他に娘や息子を遺していた場合でも、王弟とジャンヌとの間の子達がトゥールーズ司教区を相続する（＝②からの帰結）。
- ⑤ 伯女ジャンヌがレモン七世よりも先に死亡し、王弟との間に息子や娘がなく、さらにレモン七世に正当な婚姻から生まれた息子や娘がない場合、トゥールーズ司教区は伯の死後国王の手に戻され、あるいは国王が望む弟のひとりの手に渡る。
- ⑥ 伯女ジャンヌが子に恵まれないままレモン七世よりも先に死亡し、さらにレモン七世に正当な婚姻から生まれた息子や娘がいる場合には、かの者達がトゥールーズ司教区を相続する（＝この場合のみ、歴代サン＝ジル家系の伯位が存続する）。

上記の全ての場合において、レモン七世は正当な領主として、完全なる裁判権と自由な上級領主権 *plenum jus et liberum dominum*、慣習、収益権を持ち、その死に際しては、フランス王国の他の諸侯の慣例・慣習に従って、追善のための遺贈を行うことができる。

【§2】<sup>(83)</sup>

国王は、アジャン、ロデズの各司教区、アルビ司教区のタルヌ右岸をレモン七世の所領として残すが、都市アルビとタルヌ左岸カルカソンヌ側は国王に帰属する。

【§3】<sup>(84)</sup>

国王は、カオール司教区をレモン七世の所領として残すが、都市カオールとかの地におけるフィリップ尊厳王の遺領と遺産は除かれる。

この件に関しては、教皇特使、シャンパーニュ伯、ラマルシュ伯の三者の決定に従い、この三者で合意に至らない場合には、教皇特使と残りの一者の合意に従う。

【§4】<sup>(85)</sup>

都市サンタントナンについて国王は、その住民に対し、レモン七世の所領に復帰することを求めており、前項と同様に教皇特使と他の二伯の決定に従うこととする。

国王は、教会の諸権利を害しない範囲で、上記の全ての事項をレモン七世に認めるものであり、領内で行われた贈与と第三者の諸権利については、教皇特使、シャンパーニュ伯および国王の代理人、レモン七世との間で開かれる予定の会談（於パリ）において話し合われる。

【§5】<sup>(86)</sup>

上記の事項につき、レモン七世はフランス王国の諸侯の慣例に従い、国王に対して忠臣礼と誠実宣誓 *homagium ligium et fidelitatem* を行い。

§ 6<sup>(87)</sup>

ローヌ此岸のフランス王国側にあるレモン七世の所領（所領たり得べきものも含む）に関する諸権利は、国王とその相続人のために、全てはつきりとかつ永久に放棄される。

§ 7<sup>(88)</sup>

ローヌ彼岸の神聖ローマ帝国側にあるレモン七世の所領（所領たり得べきものも含む）に関する諸権利は、教皇特使に体现される教会のために、全てはつきりとかつ永久に放棄される

§ 8<sup>(89)</sup>

これらの土地に生まれ育った者のうち、教会・フランス国王・モンフォール伯とその郎党によって当地（＝ラングドック）を追われた者、あるいは自らの意思で後にした者達は、異端者でない限り、かつての状況に復され、トゥールーズ伯に残されるべき所領内にある、かの者達の財産は返還される。

§ 9<sup>(90)</sup>

トゥールーズ伯に残されるべき所領において、教会と国王の命に抗う者達に対しては、レモン七世は断固として戦争をもつて臨み、教会と国王の同意なしに和平・休戦の協定を取り結ぶことはない。

§ 10<sup>(91)</sup>

レモン七世は和約の遵守につき、教会と国王に対して以下の保証を行う。

- ① 上記の条項を全て遵守することにつき、誠実宣誓を行うべきこと。
- ② 家臣・封臣・朋輩に対し、上記の条項に対する誠実宣誓をさせるべきこと。

§ 11<sup>(92)</sup>

レモン七世はトゥールーズ市民その他、トゥールーズ伯に残されるべき所領の住民にも、同様の宣誓をさせると共に、

彼等は伯が上記の和約条項を遵守するよう尽力することを宣誓する。

レモン七世が和約を違えた場合には、当該事実をもって、彼らとトゥールーズ伯との封建関係は解消され、四〇日間の催告期間を過ぎても、伯が教会あるいは国王に対して果たすべき義務を全うしない場合には、彼らは教会および国王と協力して伯と敵対関係となる。その場合、トゥールーズ伯の所領は国王によって没収され、レモン七世は和約以前の状態、即ち（第四回）ラテラノ公会議以降に宣告された決議（＝レモン六世・レモン七世父子の破門およびトゥールーズ伯位の否定<sup>93</sup>）の下に置かれる。

これらの宣誓は、五年毎に国王の命によって更新される。

§12<sup>94</sup>

教会と国王の安全のため、レモン七世は国王にカステルノーダリとラヴォールの城塔、およびモンキューク、ペンヌダルビジョワ、ペンヌダジュネ、ペリュッスルロックの城砦、さらにはコルド、ヴェルダン、ヴィルミュールの城砦を引き渡し、国王がこれらを一〇年間保持するものとする（最初の五年間は、これらの維持費としてレモン七世がトゥール貨で年間一五〇〇リヴルを負担し、残りの五年間については、国王が負担する）。

国王が望む場合、カステルノーダリとラヴォールの城塔とヴィルミュールとヴェルダンの城砦は破壊されるが、その場合にも、伯の年間負担額は減額されない。

これらの城砦からの収益は、レモン七世に支払われる。

§13<sup>95</sup>

以下の城砦および都市の城壁は破壊され、濠は埋め立てられる。

ファンジョー、カステルノーダリ、ラベセード、アヴィニョネ、ピユイロラン、サンポールカブドージュ、ラヴォール、ラバスタン、ガイヤック、モンテギュー、ピユイセルシ、ヴェルダン、カステルサラザン、モワサック、モントールバン、モンキューク、アジャン、コンドン、サヴェルダン、オートリーヴ、カッスヌイユ、ピュジョ



ル、オヴィラール、ペリュッス、ロラック、その他教皇特使が選ぶ五つ。

これらについては、国王の同意なしに再建してはならず、他の場所に新たに城砦を建造することもできない。但し、レモン七世は、必要と認める場合には、その所領内に要塞化されていない都市を新たに設置することができる。

上記の都市および城砦の封臣が、指示された破壊に応じない場合、伯は断固として戦争をもって臨み、教会と国王の同意なしに、かつそれらの城砦が破壊され、濠が埋め立てられない限り、和平・休戦の協定を取り結ぶことはない。

【§ 14<sup>96</sup>】

教会が特免を認めず、レモン七世が教皇特使によって赦免されない場合、国王は当該和約を遵守する必要はなく、また、国王が上記の条項を拒絶する場合には、レモン七世も当該和約を遵守する必要はない。

#### (四) 小括

以上、和約に至る過程と和約の概要から看取される最も重要な点は、ロクベールが指摘しているように、トゥールーズ伯レモン七世の側から和平を求めたのではない、という点である。<sup>(97)</sup> グランセルヴ大修道院長エリーが「教皇特使の権威に基づいて、トゥールーズの人々に和平を提案するためフランスからやって来た *venit de Francia, auctoritate legati pacem offerens Tholosanis*」<sup>(98)</sup> という先の『年代記』の記述からも明らかのように、フランス王権は一二二八年六月二五日付の教書に端的に示される、婚姻を軸とした包括的・終局的な和平の交渉にレモン七世を引き入れるべく、積極的に働きかけを行っており、その一環として効果的に用いられたのが、国王軍によるトゥールーズ攻囲戦であった。

そもそも、一二二八年秋の段階でのレモン七世の戦局は、一般的見解とは異なり、決定的に不利なものとは言えず(例えば、トゥールーズ攻囲戦の数週間前には、要衝カステルサラザンを奪回している<sup>(99)</sup>)、レモン七世が和約に応

じない可能性もあったため、レモン七世の陣営内部から和平を望む声上がり、これを後押しするよう仕向ける必要があったのである。かくして、自治都市トゥールーズの都市貴族層が王権の標的となった。マンデイの分析によれば、当時トゥールーズを主導していたのが、執政官を輩出する和平推進派の都市貴族層であり、一二二六年度のレモン七世の諮問会議を構成していたことが史料上明らかとなっているが、こうした都市貴族層は、一二二七年一月五日付の教皇グレゴリウス九世による経済制裁による打撃<sup>(10)</sup>に加え、トゥールーズ攻囲戦により都市周辺に所有する農地を荒らされた結果、和約締結もやむなしとの気運の醸成に寄与したと考えられる。

さらに、レモン七世が和平交渉に踏み切るのに大きく影響を与えたと目されるのが、グランセルヴ大修道院長エリー・ガランとシャンパーニュ伯ティボー四世という、二人の調停役である。この点につき、先ず注目すべきは、エリー・ガランの人物像ではなく、グランセルヴ大修道院の特殊性である。当該大修道院は、トゥールーズ伯領およびその近隣領邦におけるシトー会の母修道院であり、当時相当の名声を誇ったばかりでなく、アルピ十字軍期においても、ラングドックの封建諸侯と良好な関係を保っており、レモン七世自身も、一二一八年頃（年月日不詳）これを直接の保護下に置いている<sup>(10)</sup>。したがって、和平交渉においてグランセルヴ大修道院長を全権代理とすることは、レモン七世にとって、ローマ・カトリック教会との調停役としての重要性を持つものであった。他方、一二二八年二月一〇日付の委任状において「かくも親愛なる我が従兄弟 *dilectissimus consanguineus nostrus*」<sup>(103)</sup>と呼んでいる、シャンパーニュ伯ティボー四世は、共にアリエノール・ダキテーヌを祖母に持ち、摂政母后ブランシュ・ド・カステイユとも縁戚関係に立つという血縁<sup>(104)</sup>以上に、かつては共に対仏王権同盟を結び、独立不羈の気概を示した者として、レモン七世にとっては王権との調停役にうってつけ人物であったと考えられる<sup>(105)</sup>。

続く『年代記』の記述<sup>(106)</sup>によれば、これらの調停役に仲介されたモーでの和平会談に、約二〇名の顧問<sup>(107)</sup>を引き連

れて乗り込んで来たレモン七世は、ナルボンヌ大司教とその属司教といった錚々たる教皇特使ロマヌスの代理人達を相手に長期戦を繰り広げていることから、ここでは和約の条件をめぐって激しい駆け引きが行われたと推定される。現に、モー和約によってレモン七世は、旧来の「ナルボンヌ公にしてトゥールーズ伯、プロヴァンス侯」として、トゥールーズ司教区(レヴィス元帥領を除く)・アジャン司教区・カオール司教区(司教都市カオールとフィリップ尊厳王の旧領を除く)・ロデズ司教区(＝ルエルゲ伯領に対する上級領主権)・アルビ司教区のタルヌ右岸を保有することが認められており、このことは、一二二四年にフランス国王ルイ八世が示したカペー朝王権の南進政策に多大な譲歩が迫られたことを物語るものであると言えよう。というのも、かつてルイ八世は、ローマ教皇グレゴリウス九世によるアルビ十字軍の呼びかけに対し、教皇が①レモン父子(＝レモン六世とレモン七世)、およびその末代までの相続人達が、トゥールーズ伯領とその属領、さらに王国内の他のあらゆる所領の保有から排除されており、または排除されるべきことを教書によって正式に宣言すべきこと・②ベジエおよびカルカッソヌ副伯領とその属領におけるレモン父子の協力者についても同様の措置を講ずること・③当該十字軍に際して、公然とレモン父子に加担し、フランス国王に敵対する者についても、同様に王国内の所領を失うべきことを教書によって正式に宣言すべきこと・④トゥールーズ、ベジエ、カルカッソヌの各司教は、以上の人物の所領からの排除と、それらの所領がフランス国王とその末代までの相続人達、あるいは国王が領主に相応しいと認める人物に授与されることを公式に宣言すべきこと、を従軍の条件としてローマ教皇庁に提示し、<sup>(108)</sup>「以上の条項の履行が保証されたならば、朕自らアルビ一帯に赴き、この事業に尽力する所存である。その際、ローマ教皇庁は朕と朕のキリスト教徒達がかの地に拠点を設け、朕の意のままにそこへ往き来できる自由を認めるものである」との南進政策を表明したが、「アルビ一帯の地全てに猛攻をかけ、これを朕の王国に統一する」という、一二二四年二月付のナルボンヌ住民宛の王状の一節に集約されるこうした征服計画では、そもそもレモン七世が所領を(た

とえその一部でも）保持することは想定されていないからである。

かくてモー和約は、先ずは王権との和平に関する大枠の合意であり、レモン七世が「上級領主権に留まって、国王への忠誠と奉仕に励む」ことを定めた、フランス国王を宗主とする封建契約の再確認（§1～§5）である。<sup>(12)</sup> 他方で、ローマカトリック教会との和平たる赦免が留保されているのみならず、和約の鍵となる王弟と伯女の婚姻の特免についても、モー和平会談に先立つ七カ月前の一二二八年六月二五日付の教書<sup>(13)</sup>において、ローマ教皇が既に当該特免に関する全権を教皇特使ロマヌスに委ねているにもかかわらず、文面上それが必ず与えられるという表現にはなっていない（§14）。このことは、当時既に大筋で和約が調っていたにもかかわらず、教皇特使ロマヌスが、最後まで自らの権限を切り札として留保していたことを示唆するものと考えられる。<sup>(14)</sup>

これらの諸点に鑑みると、伯・王権・教会の三者は、各々の思惑を胸に、それぞれに相応しい調停役・代理人を立て、入念な根回し・交渉を経て和約に至ることで、互いの関係を新設ないし再確認する、所謂「紛争処理」における仲裁・和解の過程を踏んでいることが窺える。したがって、モー和約の時点でのレモン七世を「もはや時局を左右する人物ではなくなっており、敵方との和解に応じるしかない」と評価し、和平会談においては「シャンパーニュ伯を除いて敵に囲まれており、教会（と王権）の威光を背負った高位聖職者たちは、対等な交渉の席に着くというよりは、教会からあらゆる権利・資格を剥奪された破門者、せいぜいのところ罪を悔いる大罪人として遇し、フランス国王と交渉するつもりでやって来たところが、教会裁判に引き出されたようなもの」とみなす従来の見解は、極めて一面的であると言えよう。

(1) 証書の年代同定については、後掲註(119)を参照。

(2) P. Belperron, *La Croisade contre les Albigeois et l'union du Languedoc à la France*, Paris, 1942, p.388.

- (3) J. Le Goff, *Saint Louis*, Gallimard, Paris, 1996, pp.107-108; G. Sivéry, *Saint Louis et son Siècle*, Paris, 1983, pp. 328-330; W. L. Wakefield, *Heresy, Crusade and Inquisition in Southern France 1100-1250*, London, 1974, pp.127-129; Z. Oldenbourg, *Le Bâcher de Montségur*, Paris, 1959, p.254.
- ボナシールペラタリエによれば、パリ和約はその内容・形式共に「和約 traite」ではなく、教会と王権に対する「降服 capitulation」であると考えられる。P. Bonnassie et G. Pradalié, *La capitulation de Raymond VII et la fondation de l'Université de Toulouse 1229-1979*, Toulouse, 1979, p.10. また、セルペロンは *xeix* に進んで、一二一九年四月一二日と *xxix* 日付を後のランズトック王領併合を不可逆的に決定付けた運命の日であると位置付けている。P. Belperron, *op. cit.*, pp.389 et 399.
- (4) P. Bonnassie et G. Pradalié, *op. cit.*, p.9; G. Sivéry, *op. cit.*, p.380; Z. Oldenbourg, *op. cit.*, pp.251-253; E. Lavisse (ed.), *Histoire de France*, t.3-II, Paris, 1911, p.8.
- こうした状況をセルペロンは、「一度歯車に突っ込んだ指が、どんどん巻き込まれて抜けなくなったようなもの」と評している。P. Belperron, *op. cit.*, p.394.
- (5) Z. Oldenbourg, *op. cit.*, p.254.
- (6) Devic et Vaissette, *Histoire générale de Languedoc* (éd. Privat), t.VI, VII et VIII, Toulouse, 1879. [HGL]
- (7) 以下本稿における引用に際しては、主としてデュヴェルノワの校訂仏訳版を参照した。Guillaume de Puylaurens, *Chronique : 1145-1275*, texte traduit, présenté et annoté par J. Duvernoy, Toulouse, 1996. [Chronique]
- 著者であるギョーム・ド・ピュイロランの生涯については不明な点が多いが、一二〇〇年頃のトゥールーズの生まれと推測され、アルビ十字軍期にはトゥールーズ司教の側近として活動していたことが確認されており、一二一九年四月一二日のパリ和約締結に際しても、トゥールーズ司教に同道していたと目される。さらに一二四三年〜一二四四年には、トゥールーズ伯レモン七世の礼拝堂専任司祭 capellanus comitis Tholosani に就任しており、一二四九年の伯の臨終にも立ち会ったと推測される。その後、ローラゲ地方の異端審問官として、少なくとも一二七四年まで生存していたことも、史料上確認されている。(但し、この写本の著者と伯の礼拝堂専任司祭を経て異端審問官を務めた人物が、同名の別人であるとの考証もある。Y. Dossat, *Le chroniqueur Guillaume de Puylaurens était-il*

chapelain de Raymond VII ou notaire de l'inquisition toulousaine?, in *Annales du Midi*, 65 (1953), pp.343-353; id. A propos du chroniqueur Guillaume de Puylaurens, in *Gens et choses de Bigorre*, Bagnères-de-Bigorre, 1967, pp.47-52)

主としてアルビ十字軍とその後顛末を記した『年代記 Chronica magistri Guillelmi de Podio Laurentii』は、くぶん伯の側に立ってはいえるものの、その記述にあまり独自性は見られず、中立的な視点からの出来事に対する批判精神や客観性が示されており、単に事実を伝えるばかりでなく、時に個人的な思い出をも交えた語り口は、中世ラングドック史の目撃証言として得難い史料となつてゐる。A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France, des origines aux guerres d'Italie (1494)*, t.III, Paris, 1903, pp.66-67; G. Tyll-Labory, « Guillaume de Puylaurens », in *Dictionnaire des lettres françaises : le Moyen Age*, dir. G. Hasenohr et M. Zink, Paris, Fayard, 1994, pp. 640-641.

その他、著者の詳しい人物誌および写本の文献学的な考証については、*Chronique*, pp.7-26; W. A. Sibly and M. D. Sibly, *The Chronicle of William of Puylaurens : The Albigensian Crusade and its Aftermath*, Woodbridge, 2003, pp.xv-xxvi, を参照。

(8) わが国における、紛争研究の成果を踏まえた近時の優れた研究として、轟木広太郎『戦うことと裁くこと 中世フランスの紛争・権力・真理』昭和堂、二〇一一年、が挙げられる。同書では、中世フランスにおける「戦うことができる者」／「戦うことができない者」を鍵概念に、「戦うことができる者」は紛争において容易に裁かれないう紛争解決のルールが、ルイ九世下の王権確立期における合理的立証方法に基づく審理の導入と共に、決定的に変容して行く過程が丹念に分析されている。この他、紛争研究を代表する論文の邦訳集として、服部良久 編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、二〇〇六年、があり、以下本稿で取り上げる、チェイエットおよびホワイトの論文が収録されている。

(9) 以下の記述は、W. C. Brown et P. Górecki, What Conflict Means : The Making of Medieval Conflict Studies in the United States, 1970-2000, in id. (eds), *Conflict in Medieval Europe*, Ashgate, 2003, pp.1-36 ; 轟木前掲書、二五 - 二六頁参照。

(10) 轟木前掲書、八二頁。

- (11) F. L. Cheyette, *Suum cuique tribuere*, in *French Historical Studies*, 6 (3), 1970, pp.287-299.
- (12) *Ibid.*, p.288.
- (13) *Ibid.*, pp.289-290.
- (14) *Ibid.*, pp.291-293.
- (15) *Ibid.*, pp.293-295.
- (16) *Ibid.*, pp.297-299.
- (17) S. D. White, "Factum... Legem Vincit et Amor Judicium": The Settlement of Disputes by Compromise in Eleventh-Century Western France, in *The American Journal of Legal History*, 22 (1978), pp.281-308.
- (18) デュビーによれば、七世紀〜八世紀のヨーロッパにおいては、依然としてゲルマン戦士社会固有の「戦争と掠奪の文明 la civilisation de la guerre et de l'agression」における「贈与 dons」と「反対贈与 contre-dons」の慣行によって平和が維持されていたとされる。そこでは、十分な寛大さのやり取りが必須とされ、そのような定期的な贈与が、当事者間の友愛や服従の表明であったばかりでなく、人々の間の安全保障にも匹敵する平和の担保であった。かくして、「必須の寛大や générosités nécessaires」を誘因とした富と役務のやり取りが、際限なく複雑な網の目となつて社会全体を覆っており、臣下と主、親族と花嫁、大諸侯と国王、国王と大諸侯、富める者と貧しい者、といった無数の関係が交換によって規定されていたとして、モースの『贈与論 Essai sur le don』から次の一節を引いている。「我々の経済に先立つ様々な経済は、何よりも礼節と饗宴、儀礼と軍務、女と子供、舞踊と祝祭、市場のそれであり、その進行は連続する時間の一齣ではない。[...]これらの供与 prestations と反対供与 contre-prestations は、厳密には義務的であるにもかかわらず、むしろ自発的な意思の形式の下で、私戦や公戦が終わるや否や、進物、贈物によつて行われる。」: G. Duby, *Guerriers et paysans, VII-XI<sup>e</sup> siècle : Premier essor de l'économie européenne*, Paris, 1973, pp.60-69.
- (19) S. D. White, *art. cit.*, pp.300-302.
- (20) *Ibid.*, p.302.
- (21) *Ibid.*, pp.303-305 et 307-308.

- (22) *Ibid.*, p.308.
- (23) P. J. Geary, *Vivre en conflit dans une France sans état : Typologie des mécanismes de règlement des conflits, 1050-1200. Annales : ESC*, 41, 1986, pp.1107-1133.  
この論文は、後に英語でリライトされ、*Id. Living with the Dead in the Middle Ages*, Cornell University Press, 1994, pp.125-160. に収録されている。以下本稿では、この英語版を参照した。
- (24) *Ibid.*, pp.126-127.
- (25) *Ibid.*, pp.128-129.
- (26) *Ibid.*, pp.137 et 139-140.
- (27) *Ibid.*, pp.142-144.
- (28) *Ibid.*, p.145.
- (29) *Ibid.*, pp.145-147.
- (30) *Ibid.*, pp.150-156.
- (31) *Ibid.*, pp.159-160.
- (32) 以下、儀礼研究の枠組みに関する記述は、池上俊一『儀礼と象徴の中世 ヨーロッパの中世8』岩波書店、二〇〇八年、に依拠している。
- (33) V. W. Turner, *The ritual process : structure and anti-structure*, London, 1969.
- (34) 池上前掲書、一〇〇―一頁および二一〇頁。
- (35) 池上前掲書、一二―一六頁。
- (36) 池上前掲書、一九―二二頁。
- (37) 池上前掲書、六三頁。
- (38) G. Duby, *Le Dimanche de Bouvines : 27 juillet 1214*, Gallimard, Paris, 1973. (『ブーヴィーヌの戦い 中世フランスの事件と伝説』松村剛訳、平凡社、一九九二年。)
- (39) 池上前掲書、六七―七〇頁。



- (40) 池上前掲書、一四七頁および一五五～一五七頁。
- (41) 池上前掲書、二六五～二六六頁。
- (42) S. Roberts, *Order and Dispute : An Introduction to Legal Anthropology*, Oxford, 1979.
- (43) *Ibid.*, pp.185-187.
- (44) B. Malinowski, *Crime and Custom in Savage Society*, London, 1926. (『未開社会における犯罪と慣習』青山道夫訳、日本評論新社、一九五五年。)
- (45) S. Roberts, *op.cit.*, pp.189-191.
- (46) *Ibid.*, pp.193-194.
- (47) *Ibid.*, pp.198-199.
- (48) *Ibid.*, pp.200-201. ロバートによれば、紛争が社会生活のうえで正常かつ不可避なものであり、その必要性和建設的側面を最初に強調したのが、ドイツの社会学者シンメルであったとされる： *ibid.*, p.45.
- (49) *Ibid.*, pp.54 et 57-69.
- (50) *Ibid.*, p.71.
- (51) *Ibid.*, p.69.
- (52) *Ibid.*, pp.70 et 73-77.
- (53) *Ibid.*, pp.70-71 et 77-79.
- (54) *Ibid.*, p.122.
- (55) *Ibid.*, pp.125-126.
- (56) *Ibid.*, pp.127-128.
- (57) *Ibid.*, pp.128 et 136.
- (58) Y. Bongert, *Recherches sur les cours laïques du Xe au XIIIe siècle*, Paris, 1949, p.98.
- (59) F. Calasso, *La "convenientia" contributo alla storia de contracto in Italia durante l'alto medio evo*, Bologne, 1932, pp.83-85.

- (60) J. H. Mundy, *Liberty and political power in Toulouse : 1050-1230*, Columbia University Press, 1954, p.141.
- (61) F. Calasso, *art. cit.*, p.55.
- (62) J. H. Mundy, *op. cit.*, p.141.
- (63) *Ibid.*, pp.141-142.
- (64) 『年代記』ひよれ<sup>46</sup> 一二二六年の春、ルノ八世は「十字の印を付けた<sup>47</sup> crucis signaculo insignito」無数の軍勢を率うべ<sup>48</sup>、モンタニエ<sup>49</sup>の拠点となるリオンに進軍したと云われ<sup>50</sup>。\* Anno siquidem Domini M<sup>o</sup> CC<sup>o</sup> XXVI tempore verno, quo reges solent ad bella procedere, benedictus rex a Deo dominus Ludovicus, egressus cum exercitu innumerabili, una cum legato sibi assidue adherenti, versus Laugdunum dirigit iter suum, propter planiciem terre quadrigis acomodam et flumen Rodani navigio portandis copiis opportunum \* : *Chronique*, ch.XXXXIII.
- (65) P. Bonnassie et G. Pradalé, *op. cit.*, pp.7-8; J. Le Goff, *op. cit.*, p.96.
- (66) \* Gregorius, episcopus servus servorum Dei, dilecto filio R. Sancti Angeli diacono cardinali, Apostolice sedis legato, salutem et apostolicam benedictionem. Credentes esse consultius, ut pro reformanda pace inter carissimum in Christo filium nostrum, regem Francorum illustrem, et R. filium quondam comitis Tholosani sollicite laboretur, si forte per divinum auxilium et tuam diligentiam valeat provenire, que utique multipliciter expediret, discretioni tue per apostolica scripta mandamus, quatinus ad hoc solite circumspeditionis studio interponas diligentius partes tuas, in nomine Domini, cujus pax omnem sensum exuperat, id factururus. Nos enim pro bono pacis, quam tenemur diligere, utpote illius vicarii licet immeriti, qui est pax nostra et divisos in se parietes copulavit, prudentie tue duximus concedendum, ut auctoritate nostra valeas dispensare, quod frater ipsius regis filiam dicit R. ducere possit, si ex hoc pacem provenire contigerit, in uxorem, nonobstante impedimento duplici videlicet quod ex uno latere in tertio, et ex alio in quarto consanguinitatis gradibus se contingant. Nulli ergo hominum liceat hanc paginam nostre concessionis infringere vel ei ausu temerario contraire. Si quis autem hoc attemptare presumpserit, indignationem omnipotentis Dei et beatorum Petri et Pauli apostolorum ejus se noverit incursurum. Datum Perusii,

VII<sup>e</sup> kalendas iulii, pontificatus nostri anno secundo » : *HGL*, t.VIII, c.900.

(67) M. Roquebert, *L'épobée cathare*, t.3, Toulouse, 1970, pp.374-375.

(68) 『ルネ＝ウィリアム・ド・サン＝ルイの伝記』(« Bien li fu mestier que il eust en sa joenece l'aide de Dieu, car sa mere, qui estoit venue de Espaigne, n'avoit ne parens ne amis en tout le royaume de France. Et pour ce que les barons de France virent le roy enfant et la royne sa mere femme estrange firent il du conte de Bouloingne, qui estoit oncle le roy, lour chievetain, et le tenoient aussi comme pour signeur » : éd. J. Monfrin, Paris, 1995, §72.) '外国人であったため諸侯の間で孤立無援であった摂政母后ブランシュは、口舌がない人々が愛人関係を噂し、世間の反感を買う程に教皇特使ロマンヌを重用した。』(J. Le Goff, *op.cit.*, p.104; G. Sivery, *op.cit.*, p.378; E. Lavisse (éd.), *op.cit.*, pp.10-11.

(69) « Ludovico Franciae regi notum facit, se Romanum S. Angeli diaconum card. sedis apostolicae legatum in Franciam mittere cum libera ac plena potestate quaecumque de rebus Albignensibus secundum datam ei a Domino prudentiam agendi. Rogat eum et hortatur, ut praefatum legatum benigne recipiat et ad prosecutionem et consummationem pacis iuxta discretionem et arbitrium eiusdem legati diligenter intendat. XII kal. Apr. (a<sup>o</sup> 2<sup>o</sup>) » : A. Potthast, *Regesta pontificum romanorum*, t.I, Berlin, 1874 [RPR], n°8150.

(70) « Verum, quod magis urgebat, anno Domini M<sup>o</sup> CC<sup>o</sup> XXXVIII<sup>o</sup>, quia disposerant talare vineas civitatis Tholose, ab illo proposito recesserunt, et convocatis viribus undecumque, adventibus etiam prelati de Vasconia archiepiscopi Auxitano et Burdigalensi, necnon et quibusdam episcopi atque baronibus eum plebibus suis cruce signatis, circa festum Nativitatis Sancti Iohannis versus Tholosam dirigunt iter suum. Et castrametati sunt in loco versus orientem, qui dicitur Podium Aymerici, et inchoarunt a parte auperiori vineas demoliri. Quibus ab illo latere demolitis, ad locum qui dicitur Mons Andrani transferunt castra sua, et triplici labore et dampno adversarios infestabant. Habeant enim viros plurimos qui segetes defalcabant; item et alios, qui turribus et muris fortiarum destruentis piccas ferras applicabant; item et plures alios qui terendis vineis insistebant... » : « Practo itaque tale huius negotio, prelati, barones, milites et plebes Vasconie ad propria redierunt [...] Qui quassati multis

vexationibus prelibatis, paci consentiunt faciente... » : *Chronique*, ch.XXXVI et XXXVII.

(71) P. Belperron, *op. cit.*, p.382; J. Richard, *Saint Louis : roi d'une France féodale, soutien de la Terre sainte*, Paris, 1983, pp.97-98.

(72) M. Roquebert, *op. cit.*, pp.370-371 et 376.

(73) ヴォールフに於れば、トゥールーズ一帯からガイヤック産のブドウはイングランドに輸出され、代わりに羊毛が輸入される。トゥールーズ経済の主翼を担っていたとされる : Ph. Wolf, *Commerces et marchands de Toulouse*, Paris, 1954, p.15.

(74) この点に關しスルスロンは、大諸侯の反王権同盟への対応に忙殺されるフランス王権が、ラングドック遠征に勢力を割くことは考えにくく、当地における示威行為をマンブール・ド・ホーシジャーに一任したと考えている : P. Belperron, *op. cit.*, p.386.

(75) « Interea venerabilis abbas Grandissilve, dominus Helyas Garini venit de Francia, auctoritate legati pacem offerens Tholosanis [...] et sumptis treugis miscentur colloquia circa Vazegiam, et quod sit eundem in Franciam ordinatur. Et locus ad conveniendum primo fuit Meldis in Bria civitate comitis Campanie assignatus » : *Chronique*, ch.XXXVII.

(76) ハンエーシュトフの和平会談は、一二二八年の九月末～十一月にかけてであったと推定される : J. Richard, *op. cit.*, p.98; M. Roquebert, *op. cit.*, p.376.

(77) « ... quod nos Raimundus, Dei gratia dux Narbonae, comes Tolosae, marchio Provinciae, vera devotione affectantes ad unitam sanctae matris Ecclesiae redire et in dominio et fidelitate et servitio serenissimi domini nostri regis Franciae et illustris dominae reginae consanguineae nostrae, matris ejusdem, fideliter permanere, ad compositionem cum eis faciendam et habendam et ad ea quae ad pacem et compositionem pertinent peragenda et ad gratiam ipsorum consequendam, mitimus ad sanctissimum partem dominum Romanum, Sancti Angeli diaconum cardinalem, Apostolicae sedis legatum, et ad illustrem dominum nostrum regem Franciae et ad serenissimam dominam reginam, venerabilem et dilectum patrem H. abbatem Grandissilvae, latorem praesentium,

latorem praesentium, qui pro ipsa pace diutius laboravit, quem super his constitutus procuratorem, firmiter promittentes, habio super hoc pleno consilio nostorum barorum et specialiter consulum Tholosanorum, quod quidquid super his confectum fuerit ab eodem et cum eodem in praesentia et de consilio et assensu dilectissimi consanguinei nostri Theobaldi, Campaniae et Briac comitis palatini, ratum habebimus atque firmum. [...] Datum Tholosae, IV<sup>o</sup> idus decembris, anno dominicae Incarnationis M<sup>o</sup> CC<sup>o</sup> XX<sup>o</sup> VIII<sup>o</sup> » : *HGL*, t. VIII, cc.878-879.

(87) « Affueruntque, tam iussi quam spontanei, archiepiscopus eiusque suffraganei provincie Narbonensis, veneruntque illic comes Tholosanus et alii viri et cives Tholose, qui in forma pacis seu aliis instrumentis inde formati nominantur. Etique ibi legatus pluresque alii prelati, qui fuerant evocati. Ubi tractando pacis modum diebus plurimis est moratum. Deinde profecti sunt Parisius, ut in presentia regis deberent omnia consumari » : *Chronique*, ch. XXXVII.

(88) « Rainmundus, Dei gratia Narbonensis dux, comes Tholosae et marchio Provinciae, universis praesentes litteras inspecturis, Noverit universitas vestra, quod nos in pacem, sicut inferius continetur, tractatam per H. abbatem Grandissilvae, Cisterciensis ordinis, quem ad hoc faciendum procuratorem juramento corporaliter praestito constitutumus, firmiter consentimus, quae talis est. [...] Actum anno ab Incarnatione Domini M<sup>o</sup> CC<sup>o</sup> XX<sup>o</sup> VIII<sup>o</sup>, mense januario » : *HGL*, t. VIII, cc.879-883.

(89) 実際には、こうした和平の提案はバジージュで初めて行われたわけではなく、サンス（一二二七年クリスマス）とサンリス（一二二八年二月二日）の公会議の場でも既に試みられていた（J. Le Goff, *op. cit.*, p.107; J. Richard, *op. cit.*, p.98).

(90) *HGL*, t. VIII, cc.879-883, 544. 項目分けのページはロクソールに従った : M. Roquebert, *op. cit.*, pp.390-400.

(91) « Totum episcopatum Tholosae, excepta terra Marecalli, quae remanebit ex parte domini regis Franciae, dimittet idem dominus rex nobis tali modo et tali conditione, quod nos ad praesens trademus domino regi filiam nostram maritandam uni de fratribus suis, si Ecclesia dispensaverit et nos a domino legato fuerimus absoluti usque ad Pascha proximo futurum, ita quod filia nostra habeat totum episcopatum Tholosae post mortem

nostram, sive habuerimus alios filios sive non. Si autem filia nostra moreretur antequam nos et filios vel filias haberet frater domini regis ex ea, habebunt totum ipsum episcopatum, sive habuerimus filios vel filias sive non, post mortem nostram. Item si filia nostra moreretur et non haberemus filios vel filias de legitimo matrimonio procreatos, nihilominus Tholosana cum toto episcopatu Tholosano reverteretur ad dominum regem vel fratrem ejus, si dominus rex voluerit, post mortem nostram. Si autem decesserimus sine filiis de legitimo matrimonio procreatis, etiam alia terra remanebit filiae nostrae praedictae. Si autem filia nostra praedicta moreretur antequam nos sine liberis, et alios haberemus filios de legitimo matrimonio procreatos, ad eos episcopatus Tholosanus devolveretur. Ita tamen quod in omnibus casibus supradictis ut verus dominus habeamus plenum jus et liberum dominium utendi et fruendi et in morte pias elemosinas faciendi secundum usum et consuetudines aliorum baronum regni Franciae. »

(87) « Item nobis dimittet dominus rex episcopatus Agennensem et Ruthenensem ; de episcopatu Albiensi dimittet nobis dominus rex partem illam quae est ultra fluvium Tart, et civitas Aibiensis remanebit domino regi et quidquid est citra istud flumen versus Carcassonam. »

(88) « Episcopatum Caturcensem dimittet nobis, excepta civitate Caturcensi et feodis et aliis quae habuit in eodem episcopatu rex Philippus, avus istius regis, tempore mortis suae, ita tamen quod super hoc stabimus nos et etiam dominus rex haut et bas voluntati domini legati et comitum Campaniae et Marchiae. Quod si ipsi tres discordarent, valebit quod factum fuerit a domino legato cum altero eorum. »

(89) « De villa Sancti Antonini rogabit dominus rex bona fide homines illius villae quod revertantur ad dominium nostrum ; alioquin et dominus rex nos stabimus voluntati domini legati et comitum supradictorum modo praedicto. Supradicta omnia nobis dimittet dominus rex, salvo jure ecclesiarum. De donationibus factis in terra et juribus aliorum, loquentur dominus legatus et comes Campaniae ac nuntii domini regis nobiscum in primo colloquio quod habebunt. »

(90) « De omnibus supradictis, quae remanebunt nobis, faciemus domino regi homagium legitimum et fidelitatem.

secundum consuetudinem baronum regni Franciae. »

(87) « Totam aliam terram, quae est citra Rhodanum in regno Franciae, et omnes jus quod nobis competit vel competere posset in ea, praecise et absolute quittabimus domino regi et haeredibus eius in perpetuum. »

(88) « Terram autem quae est in Imperio ultra Rhodanum, et omne jus quod nobis competit vel competere posset in ea, praecise et absolute quittabimus domino legato, nomine Ecclesiae, in perpetuum. »

(89) « Item omnes illi qui nati sunt de terra illa et fidei fuerunt pro Ecclesia et domino rege Franciae et comitibus Montisfortis et adhaerentibus eis, vel propria voluntate recesserunt ab eadem terra, nisi sint haeretici, integre restituantur in statum primum, quoad haereditates, in terra quae remanebit nobis. »

(90) « Si vero aliqui hominum qui remanebant in terra, quae dimitteretur nobis, noluerint redire ad mandatum Ecclesiae et domini regis, nos faciemus eis vivam guerram nec cum ipsis pacem faciemus sine assensu Ecclesiae et domini regis. »

(91) « Nos securitatem praestabimus Ecclesiae et domino regi pro pace servanda : in primis iurabimus quod bona fide sine fraude et malo ingenio observabimus omnia supradicta et faciemus bona fide ab hominibus et vassallis et fidelibus nostris firmiter observari. »

(92) « Faciemus etiam jurare illud idem omnes cives Tholosanos et alios homines terrae nostrae, quae remanebit nobis, et quod dabunt operam efficacem quod nos servemus ea, ita videlicet quod si veniremus contra pacem istam, ipso facto sint absoluti a fidelitate et homagio et omni alia obligatione, quibus ipsi tenentur nobis, et adhaerebunt Ecclesiae et domino regi contra nos, nisi infra XL dies postquam fuerimus moniti, hoc emendaverimus vel juri steterimus coram Ecclesia de his quae ad Ecclesiam pertinent, et coram domino rege de his quae pertinent ad dominum regem. Et haec terra ipsa incidet in commissum domini regis, et erimus in eo statu in quo nunc sumus, quoad excommunicationem et omnia alia quae fuerunt statuta contra nos et patrem nostrum in concilio generali vel postea. Renovabuntur autem juramenta praedicta de quinquennio in quinquennium ad mandatum domini regis. »

- (93) ノボシ七世自身は、一二二七年の四旬節にナルボヌで行われた公会議の決議によって破門されている：P. Belperron, *op. cit.*, pp.383-384.
- (95) « Item dabimus pro securitate Ecclesiae et domini regis in manibus ipsius regis, caput Castrinovi, caput castri Vauri, castrum de Montecucco, Pennam de Albigensi, Pennam de Agennensi, Rupem-Percuii, castrum de Cordua, castrum de Verdun, castrum de Villemuro, et usque ad decennium tenebit dominus rec ea, ita quod primis quinque annis solvemus pro expensis custodum quolibet anno M et D libras Turonenses. Si autem dominus res voluerit caput Castrinovi diruere, caput Vauri, Villemuri et Verduni, poterit hoc facere et propter hoc non diminuetur summa praedicta M et D librar. Turonens. In aliis quinque annis, si dominus rex voluerit tenere, propriis expensis faciet custodiri ; redditus et proventus castrorum erunt nostri. »
- (95) « Diruantur muri et impleantur fossata istorum castrorum et villarum, scilicet de Fanojovis, de Castronovo, de la Becede, de Avinioneto, de Podio Laurentii, de Sancto Paulo, de Vauro, de Rabastenchis, de Gaillac, de Montecuto, de Podiocelsi, de Verduno, de Castrosarraceni, de Moissac, de Montealbaro, de Montecucco, de Agenno, de Condomo, de Saverduno, de Altaripa, de Cassenolio, de Pugeolio, de Altovillari, de villa Percuii, de Lauraco, et quinque alia ad voluntatem domini legati, et non poterunt reaedificari sine voluntate domini regis, nec alibi fient novae fortitiae. Villas tamen non infortiatas bene facere poterimus in terra quae remanebit nobis, si voluerimus. Si vero alicuique villarum vel castrorum, quae debent dirui, ut dictum est, essent hominum nostrorum et nollet quod diruerentur, faciemus eis vivam guerram, nec pacem vel treugas sine assensu Ecclesiae vel domini regis cum eis faciemus, donec diruantur et impleantur fossata. »
- (96) « Si autem Ecclesia non dispensaverit, ut dictum est, et non fuerimus absoluti a domino legato, non tenebitur dominus rex servare pacem istam, et si per dominum regem steterit quominus serventur supradicta, non tenebimur servare pacem istam. »
- (97) M. Roquebert, *op. cit.*, pp.375-385.
- (98) 前掲註(95)参照。



- (99) P. Bonmassie et G. Pradalie, *op. cit.*, p.9.
- (100) J. H. Mundy, *op. cit.*, p.304, n.77.
- (101) 一二二七年二月五日付の教勅 (RPR, n° 8073) において、教皇グレゴリウス九世がシャンパーニュの大市におけるトゥールーズの商人の取引を禁じたため、トゥールーズの輸出は壊滅状態となり、都市貴族をはじめとするトゥールーズのブルジョワジーが経済的に大打撃を受けた。
- (102) *HGL*, t.VIII, c.185, n° DCCCLXXVI.
- (103) 前掲註(7)参照。
- (104) トゥールーズ伯レモン七世、摂政母后ブランシュ・ド・カステイユ、シャンパーニュ伯ティボー四世の三者は、複雑な縁戚関係にある。レモン七世は、父方の祖母コンスタンスがルイ七世の姉妹であり、ルイ八世と縁戚関係に立つと同時に、母親であるジャンヌ・ダングルテルとブランシュの母アリエノールが姉妹であり、共にアリエノール・ダキテーヌの娘であり、ブランシュとは従姉弟同士である。さらに、ティボー四世の祖母マリー・ド・フランスも、アリエノール・ダキテーヌの娘であるばかりでなく、レモン七世の妻サンシュ・ダラゴンは、ティボー四世の母ブランシュ・ド・ナヴァールの従姉妹であった。J. Richard, *op. cit.*, p.98; Z. Oldenbourg, *op. cit.*, p.247.
- (105) P. Belperron, *op. cit.*, p.383. 同時にシャンパーニュ伯ティボー四世は、摂政母后ブランシュ・ド・カステイユに懸想してゐるとも噂され、王権への忠誠と独立の気概の間で揺れ動く大諸侯のひとりであった。J. Le Goff, *op. cit.*, p.104; Z. Oldenbourg, *op. cit.*, pp.247-248; E. Lavisse (ed.), *op. cit.*, pp.10-11.
- 例えば、ジョワンヴィルの『ルイ聖王伝』には、一二二七年三月のヴァンドーム条約締結に際して、並み居る大諸侯のうちティボー四世のみが、騎士三百名を率いてルイ九世と摂政母后に加勢し、王権を勝利に導いた旨の記述 ( « L'aide que Dieu li fist fu tele que le conte Tybaut de Champagne, qui puis fu roy de Navarre, vint servir le roy a tout. III<sup>e</sup>. chevaliers, et par l'aide que le conte fist au roy couvint venir le conte de Bretagne a la merci le roy » : éd. cit., §75.) があつた。
- (106) 前掲註(78)参照。
- (107) ヴナスク伯領代官ギー・ド・カヴァイヨン、トゥールーズ伯総代官の息子ユージェ・ダルファロ、伯徴税官の息子

ユーグ・デジャン、伯諮問会議の名士であり、執政官を輩出する旧家に属する執政官歴任者たち（レモン・ド・カステルノー、ベルトラン・ド・モンズ、ユーグ・ド・ルエ、アルノー・デカルカン、アルノー・バロー、ベルナル・ド・ヴィルヌーヴ、ピエール・ド・クッサ等）<sup>107</sup>、ロマンジュ伯：M. Roquebert, *op. cit.*, p.414.

これらの人物は、後のパリ和約締結の際、和約履行の担保としてレモン七世によって人質に供された面々である。後掲註(167)参照。

(108) 前掲註(82)～(84)参照。

(109) « Item petit quod habeat litteras domini pape patentes de abjudicatione comitatus Tholose cum omnibus pertinentiis suis, ab utroque Rainundo, scilicet patre et filio et eorum heredibus in perpetuum, et totius terre de qua dictus Rainundus pater et Rainundus filius fuerunt tenentes, que est in regno domini Regis, et totius vicecomitatus Biterrensis et Carcassonnensis cum omnibus pertinentiis in regno domini Regis, et omnium terrarum in eodem regno existentium eorum, qui guerraverunt aperte cum eis vel pro eis, et similiter omnium eorum qui huic negotio se opponunt vel de cetero opponent, vel guerram faciunt seu de cetero facient, et per predictos archiepiscopos fiat dicte abjudicationis denunciatio. » : *HGL*, t.VIII, c.793.

モリニエによれば、ルイ八世によるこれらの要求は、利益が上がるかも不明確で、下手をすれば長期化して王国全体を危機に陥らせる危険性のある遠征を決意するには、むしろ控え目なものであり、ルイ八世にとつては、教皇の呼びかけに応ずることによって、教皇の政治力が再び台頭するのを防ぐための保険であったとされる。他方で、教皇の側は一二二五年以前の段階で、真面目にトゥールーズ伯領をフランス国王に与えようとは考えておらず、神聖ローマ帝国に比肩する勢力を誇り、好戦的にして高圧的、かつ裕福であり、教皇首位権の障碍となり得るルイ八世よりは、その信仰は疑わしくとも教皇に幾分敬意を払い、往時の勢力も衰えつつあるレモン七世との和解に持ち込んだ方が、ローマ教皇庁には得策であったと考えられる。 *ibid.*, t.VI, p.578, n.2.

(110) « Si hec omnia supradicta facta fuerint [et] domino Regi assecurata et confirmata, dominus Rex ibi in propria persona in Albigesio et in predicto negotio bona fide laborabit bona fide, ipse vel heredes sui a Romana curia non capiuntur ad occasionem ex tunc in antea moram faciendi vel remanendi in terra illa vel denuo revertendi, nisi ad

voluntatem suam » : *ibid.*, t.VIII, c.794.

(III) « Ludovicus, Dei gratia Francorum rex, dilectis et fidelibus suis consulibus et universitati civitatis et suburbii Narbonae, salutem et dilectionem. [...] Nos autem, communi baronum nostrorum consilio, ire proposuimus contra haereticos Albigeneses, et si Deus annuerit, totam terram Albigensem ad opus nostrum acquiere et viriliter impugnare, et post tres septimas Paschae instantis illic iter arripere festinanter. [...] Actum Parisius, anno Domini MCCXXIII, mense februario » : *ibid.*, c.790.

(II) M. Roquebert, *op. cit.*, p.376.

(113) 前掲註(9)参照。

(II) M. Roquebert, *op. cit.*, p.385.